新潟市立学校園における 個別の教育支援計画等作成支援システム等賃貸借業務仕様書

1. 業務の名称

「新潟市立学校園における個別の教育支援計画等作成支援システム等賃貸借業務」

2. 業務の目的

本業務は、新潟市立学校園(以下「学校園」という。)において、特別支援教育に係る幼児児童生徒の実態・教育的ニーズの把握、効果的な指導の実践・評価のあり方、保護者等の関係者との連携についての専門的な資質・能力の向上を図り、教職員の特別支援教育に関する計画作成、指導準備の効率化を図るため、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成支援、教材コンテンツ提供等の指導準備支援を行う個別の教育支援計画等作成支援システム(以下、「システム」という。)とシステムの操作マニュアルや特別支援教育に関する研修動画提供等の研修マニュアル(以下、「マニュアル」という。)(「システム」と「マニュアル」を合わせ、以下「システム等」という。)を全学校園に導入することを目的とする。

3. 基本方針

- (1) システムについて、新潟市校務系ネットワーク上での利用を前提とする。
- (2) システム等は、システム及びマニュアルのパッケージとすること。
- (3) システム等の運用保守は、受託者において実施すること。
- (4) 利用者の利便性を向上する機能追加・改修に対応すること。
- (5) 教員が直感的に操作できるなど、ユーザビリティに優れたシステム等であること。
- (6) 適切なセキュリティ対策を講じた、安全性・信頼性・可用性の高いサービスが提供できるシステム等とすること。
- (7) OS やブラウザなど利用者環境が拡大された際に、システム等の対応を行うこと。
- (8) 教職員等からの問い合わせ、障害報告の受付・対応等を行うための、Web フォームや電子 メール等のオンライン手段及び電話によるサポートセンターを設置して利用者支援をする こと。

4. 内容

- (1) システムの新潟市校務系ネットワーク上での利用環境の提供
- (2) システム等の導入支援業務(活用支援、初期設定支援)
- (3) 初期設定仕様書、各種操作マニュアルの提供
- (4) システム等の操作や特別支援教育に関する研修会の実施及び研修動画、マニュアルの提供
- (5) 運用及び保守の実施
- (6) その他、システム等の利活用に必要なすべての作業

5. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

- (1) 運用開始は令和6年7月を想定しており、契約締結日からシステム等運用開始の前日までは準備期間とする。
- (2) 運用・保守期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までの9か月

6. 支払方法

システム等利用料は、利用最終月の翌月末一括払いを原則とする。ただし、協議によりその 他の支払方法とすることができる。

7. 履行場所

新潟市立学校園(171校園)

別紙 1-1 「学校園一覧」のとおり

8. 機密の保持

- (1) 受託者は、本契約において知り得た情報等を第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている本市に係るデータを復元が不可能となるよう論理的に消去した上で、書面により本市に報告すること。
- (4) 受託者は、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月29日条例第4号)、新潟市財務規則(昭和39年4月1日規則第12号)等の本市の関係規定並びに、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権法(昭和45年法律第48号)及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等の関係法令を遵守すること。

9. 疑義

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上で決定するものとする。

10. システム等要件

(1) 基本要件

ア 公立学校園への導入・運用実績があるパッケージであること。なお、導入・運用実績は、 個別の教育支援計画等作成を総合的に支援するシステム(計画作成支援、指導準備支援) 及び操作・各種研修マニュアルの実績とし、機能単体の実績は含めない。また、無償提供 や実証実験による導入も実績には含めない。

イ システムは、新潟市校務系ネットワーク上での運用で提案すること。

- ウ 教育制度の改定等も含め、法律の要件変更や、時代のニーズなどにも柔軟に対応できる拡 張性の高いシステム等であること。
- エ 個人情報は運用時の校務系ネットワーク上で保持すること。ただし、システムが拡張された場合はこの限りではない。
- オ 提供されるシステムは、新潟市校務系ネットワーク上で機能が正常に動作すること。
- カ アクセシビリティに配慮して、利用しやすい画面とすること。
- キ バージョンアップ (機能拡張) やアップグレードを図る場合は DVD 等データの形態で提供すること。サービスに適用される法令は国内法令であること。
- ク 一時的な利用者増加に伴う導入当初の子どもの数を超える利用者数が必要になった場合、 追加費用なしに追加可能であること。なお、施設の増減は除く。

(2) 個別機能要件

システム等に要求する機能要件は別紙7「個別の教育支援計画等作成支援システム等機能要求書」を参照すること。なお、主要項目は、あくまで本市が機能要件を評価する際に重点をおいて評価する項目であり、当該要件を満たせない場合もプロポーザルの参加は可能である。

(3) 帳票要件

ア 運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく変更できること。

(4) 機器類

- ア 使用機器については、現在本市において保有している機器で利用が可能であること。 パソコン: Windows10、Windows11
- イ 本市が別途調達する機器を除いて、システム等構築及び運用保守に必要な機器がある場合は提案することとし、提案内容に必要となる機器費用はすべて見積に含めること。

(5) 保守性・将来性

ア OS、ブラウザのバージョンアップ(サービスパック等を含む)に迅速に対応すること。 イ システム等の機能改善を無償で行うこと。

- ウ システム等の改修等を実施した場合は、随時、変更内容を反映した操作マニュアル及びサービス仕様書等の資料を提供すること。
- エ システム等のセキュリティ対策及び障害対策のための情報提供及び修正モジュール等の 適用を無償で行うこと。

(6) セキュリティ

システム等には、十分な個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策を行うこと。

ア アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん 防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。

- イ ID/パスワード等により利用者の識別を行う機能を設けること。権限に合わせて利用機能 の制限やデータの取り扱いが制御されること。
- ウ 情報セキュリティに関する不正が見つかった場合、追跡調査等により原因を調査・排除で きる仕組みや体制を整備すること。
- エ ファイアウォール、ウイルス対策ソフト、ソフトウェア脆弱性対策等、外部からの攻撃に 対するセキュリティ対策が施されていること。ウイルス対策ソフトは、エンジン及びパタ ーンファイルを常に最新とすること。また、OS 等のセキュリティ脆弱性については、必要 に応じてセキュリティパッチファイルを適用すること。
- オ その他、有効なセキュリティ対策について、講じること。

(7) その他

- ア 一般的に行われるシステム等の機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく 提供すること。
- イ 明記していない事項について、疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議して決定すること。
- ウ 履行期間終了後、別システム等へ移行となった際には、必要とする資産(データベースなど)についての情報を無償で提供し、移行作業に協力すること。

11. 運用保守要件

(1) 可用性

ア システム等運用時間

システム等の運用時間は、24 時間 365 日常時とする。ただし、システム等の計画停止期間は含まないものとする。また、システム等の計画停止については、事前に本市へ申し入れること。

(2) 監視

アシステム等の運用状況を監視し、障害を迅速に発見して対策が取れること。

イ システム等のアクセスログを保存し、有事の際には報告、アクセスログの開示を本市に対して行うこと。

(3) 保守

- ア システム等の保守は別途費用(出張費等)を要求することなく実施すること。ただし、本 市より追加で料金が発生する追加機能の導入を要求された場合に関してはこの限りでは ない。
- イ 他の団体で不具合が発生した場合や不調が予見される事象を発見した場合は、本市と協議したうえで、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。
- ウ システム等のバージョンアップ (機能改善、バグ対応等) を適宜実施すること。
- エ 教育関連の制度改正にあわせてシステム等のバージョンアップ (機能アップデート、バグフィックス対応) を実施し、最新制度に対応したシステム等を常に利用できるようにすること。このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。

- オ 利用者端末の OS や Web ブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システム等が利用可能な状態を維持すること。
- カ 国の関係法令等に従いシステム等のメンテナンスを行うこと。また、変更箇所・内容について報告すること。
- キ その他保守サポートについて、無償による機能追加など有効な提案があれば合わせて提案すること。
- (4) 障害時対応
 - ア 障害発生時の連絡体制、対処手順、責任分界、対処体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
 - イ 初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所の切り分けを実施し、復旧の見込み 時間を関係者に報告すること。
 - ウ 障害から復旧して業務を再開するために、暫定対応を行うこと。
 - エ 障害の要因について対処し、同事象の発生を防止するために、恒久対応を行うこと。
 - オ 障害内容と対処内容を記録し、再発防止策を講ずること。
- (5) 報告等
 - ア 受託者は障害が発生した場合、その原因等についての周知を行うこと。
 - イ 本市の要求があった場合は、利用状況の一覧を電子データで開示すること。また、それらの状況を踏まえた課題解決提案や本市にとって有効な活用方法を提案すること。

12. 参考データ

本市での利用想定を以下に示します。

- (1) システム等利用施設・利用者
 - ア 利用施設

新潟市教育委員会特別支援教育課 新潟市立学校園 171 施設

イ 利用者

新潟市職員

(特別支援教育課職員・学校園教職員)

(2) システム等利用規模

ア システム等利用者

教職員 約4,000名

イ 利用端末数

教職員: PC 約4,000 台

ウ システム利用環境

別紙 1-2 「新潟市校務系ネットワークの利用環境」のとおり

13. 導入支援

- (1) 運用を開始するに当たり、受託者は、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- (2) 契約後、システム等導入会議を実施すること。システム等導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。
- (3) 導入担当者を定め、全体の利用状況を随時確認し、本市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している学校園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- (4) 導入担当者は、他の地方公共団体への個別の教育支援計画等作成支援システム等導入経験 を有すること。
- (5) システム等を効率的に導入するため、本市に適した各機能の利用方法や他の事例の紹介など、本市に有効なサポートを行うこと。
- (6) その他、導入を行うにあたり、本市で実施する作業の支援を行うこと。

14. 操作マニュアル要件

- (1) 研修までに操作マニュアルを作成し提出すること。
- (2) 操作マニュアルは、紙面、電子媒体、動画等、教職員の利便性を考慮したものとすること。
- (3) 操作マニュアルは、できる限り専門用語を使わず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい 記述とし、実際の画面キャプチャ等を用いてわかりやすく説明すること。
- (4) 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

15. 操作研修要件

システム等の機能を理解し、操作方法等を習得するため、教職員の業務内容に応じた研修を実施できること。

(1) 内容

システム等概要、操作説明、活用方法の紹介、その他システム等に関する必要事項等

(2) 実施方法

ア 研修環境

本番環境又は研修環境(研修業務の受託者において準備) 使用する資料等は研修業務の受託者が用意すること。

イ 研修対象者

学校園教員 約 4,000 名

ウ研修回数

システム等導入時に、少なくともシステム等利用者向け研修を1回実施すること。その他、学校園からの要請に応じること。

エ その他

研修はシステム等に精通した講師が行うこと。

研修はマニュアルでの説明だけでなく、システム等を使用した研修を行うこと。

より多くの教職員が研修内容を確認できるよう、研修時の動画を記録し、後から視聴でき

るようにすること。また、動画を視聴した教職員からの質問に E-mail 等を活用して答えられるようにすること。

システム等のアップグレードや、利用機能追加等の他、教職員の習熟度向上を目的とした 追加の研修が必要となった場合は、追加費用なく実施できること。

受託者が必要と考える内容が他にある場合は、それも併せて提案すること。

16. サポート要件

- (1) ヘルプデスクを設置すること。
- (2) ヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応 すること。また、電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- (3) 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、少なくとも土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く、平日の午前9時00分から午後5時00分までの時間帯で受付すること。
- (4) 電子メールによる問い合わせは24時間受付すること。
- (5) 問い合わせ対応において取得した個人情報等を漏洩させない措置を講じること。
- (6) その他、教職員の運用支援を行うこと。

17. 納品物

受託者は次のものを紙及び電子媒体(DVD-ROM 等)にて納品すること。

- (1) システム等の提供
- (2) 実施スケジュール表
- (3) システム操作マニュアル
- (4) その他ヘルプデスク、緊急連絡先等のシステム等の利用に必要な情報をまとめた資料

18. 業務の前提条件

(1) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果、情報等(以下「成果物等」という)は、本市に帰属するものとする。

(2) 権利の処理

ア 本業務の実施に係る著作権はじめ一切の権利の処理は、すべて受託者の責任と負担で行い、成果物等の無体財産権について何ら問題が生ずることなく完全な状態で本市のみに帰属するよう措置し、本市には一切迷惑をかけないものとする。

イ アに関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理し、本市には一切迷惑をかけないものとする。

(3) 個人情報の管理

受託者は、業務上個人情報を取り扱う場合は、別紙 1-3 「個人情報取扱特記事項」の定める事項に従って行うものとする。

(4) 備品及び消耗品

本業務を履行する上で必要な備品及び消耗品がある場合は、原則として、すべて受託者に おいて準備することとし、その費用は受託者が負担する。

(5) 契約不適合

導入されたシステム等に本仕様書の内容に適合しない状態(契約不適合)が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。

(6) 委託

本事業の受託者は、第三者に対して本事業を包括的に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で本市が認める業務については、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

なお、本事業の受託者は、上記により第三者に委託する場合は、委託先について適切な監督指導を行うものとし、委託先の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて本事業の受託者の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、本事業の受託者の責任において負担しなければならない。

また、受託者は、本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再委託」という。)させてはならない。ただし、再委託することにやむを得ない理由がある場合であって、本市が認めたときはこの限りではない。

(7) 損害賠償

受託者並びに受託者に雇用等及び委託又は再委託された者が、故意又は過失により本市又は実施対象学校園その他関係者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責任を負うものとする。

19. 留意事項

(1) 受託者は、次に掲げるいずれかの認定を受けていること。または、認定に相当する体制構築・運用を行い、可能な限り早期に認定を受けること。

ア プライバシーマークの付与認定を受けていること。

イ 情報セキュリティマネジメント (ISMS) の認証 (JISQ27001、ISO/IEC27001) の認証を受けていること。

- (2) 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報の取り扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。機密保全、情報公開にかかわるすべての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。
- (4) 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。
- (5) ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがある場合は、速やかに本市に報告し、指示に従うものとする。

20. その他

- (1) 本業務に付随して本市の現状を鑑み、システム等を導入した際に、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能(構造)等については完備していることとする。
- (3) 履行期間より前に、サービス終了、料金改定等、サービスに係る変更が発生する場合には、可能な限り速やかに本市へ連絡し、協議の場を設けること。また、その際には代替案等、対応策を本市に提示すること。
- (4) システム等で写真、画像、音楽等の素材を利用する場合や文章の引用を行う場合は、著作権、意匠権、肖像権等について十分に配慮すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、本市と 受託者が協議の上、決定するものとする。

21. スケジュール

本業務におけるスケジュール (予定) は以下のとおりとする。正式なスケジュールは契約締結後に協議の上、変更となる場合がある。

令和6年6月契約、打ち合わせ 令和6年6月研修・データ設定 令和6年7月運用開始(171学校園)

以上

新潟市立小学校①

連番	新潟市立小学校①						
1	学番	学校名	郵便番号	所在地		電話番号	児童教
\rightarrow	1101	松浜小学校	950- 3126	新潟市北区松浜3丁目	19番地1	025-259-2045	42
2	1102	南浜小学校	950- 3102	新潟市北区島見町	2078番地	025-255-2014	5
3	1103	太夫浜小学校	950- 3112	新潟市北区太夫浜	2045番地2	025-259-2251	239
4	1104	濁川小学校	950- 3131	新潟市北区濁川	284番地	025-259-2136	356
5	1105	葛塚小学校	950- 3341	新潟市北区川西3丁目	9番24号	025-387-4165	544
6	1106	葛塚東小学校	950- 3315	新潟市北区朝日町4丁目	1番2号	025-386-8727	63
7	1108	木崎小学校	950- 3304	新潟市北区木崎	2973番地	025-387-3365	37
8	1110	早通南小学校	950- 3373	新潟市北区須戸1丁目	1番地1	025-386-2020	51
9	1111	岡方第一小学校	950- 3353	新潟市北区長戸呂	985番地	025-387-3335	7
10	1112	岡方第二小学校	950- 3368	新潟市北区森下	1223番地	025-387-3380	6
11	1201	山の下小学校	950- 0057	新潟市東区山の下町	8番55号	025-273-9366	21
12	1202	大形小学校	950- 0813	新潟市東区大形本町	2丁目6番1号	025-273-5755	72
13		中野山小学校	950- 0841	新潟市東区中野山1丁目	1番地1	025-276-0464	34
14	1203	木戸小学校	950- 0841	新潟市東区中山4丁目	1番1号	025-274-2367	39
			950- 0001				
15	1205	東山の下小学校	000	新潟市東区藤見町1丁目	23番57号	025-273-2356	75
16	1206	桃山小学校	950- 0051	新潟市東区桃山町2丁目	204番地	025-275-1251	46
17	1207	下山小学校	950- 0005	新潟市東区太平2丁目	18番地	025-273-0069	66
18	1208	牡丹山小学校	950- 0872	新潟市東区牡丹山6丁目	15番1号	025-273-4258	66
19		東中野山小学校	950- 0835	新潟市東区猿ケ馬場	9番地	025-276-4121	60
20	1210	竹尾小学校	950- 0862	新潟市東区竹尾2丁目	18番1号	025-271-2628	30
21	1211	南中野山小学校	950- 0841	新潟市東区中野山	863番地1	025-276-1753	45
22	1212	江南小学校	950- 0855	新潟市東区江南5丁目	1番地1	025-286-2895	45
23	1301	浜浦小学校	951- 8151	新潟市中央区浜浦町	1丁目1番地	025-266-3181	33
24	1302	関屋小学校	951- 8127	新潟市中央区関屋下川原町	2丁目664番地	025-266-2166	19
25	1303	鏡淵小学校	951- 8131	新潟市中央区白山浦1丁目	207番地3	025-265-4111	19
26	1304	白山小学校	951- 8053	新潟市中央区川端町1丁目	1番地	025-222-5111	20
27	1305	新潟小学校	951- 8106	新潟市中央区東大畑涌	1番町679番地	025-228-3059	45
28	1306	日和山小学校	951- 8071	新潟市中央区栄町3丁目	5930番地2	025-229-3682	38
29	1310	万代長嶺小学校	950- 0082	新潟市中央区東万代町	4番1号	025-245-4488	24
30	1311	沼垂小学校	950- 0074	新潟市中央区鏡が岡	5番5号	025-247-5326	35
31	_	山潟小学校	950- 0074	新潟市中央区弁天橋通	3丁目3番1号	025-247-3320	39
32	1313	上所小学校	950- 0923	新潟市中央区近江3丁目	2番1号	025-283-7258	67
- 02	1010		000		E M 1.7	020 200 7200	- 0,
33	1314	鳥屋野小学校	950- 0954	新潟市中央区美咲町2丁目	4番7号	025-284-7253	99
34	_	笹口小学校	950- 0911	新潟市中央区笹口	2番47号	025-247-6218	26
35	1316	女池小学校	950- 0941	新潟市中央区女池6丁目	4番1号	025-285-6795	68
36	1317	有明台小学校	951- 8145	新潟市中央区有明台	4番1号	025-266-7176	19
37	_	南万代小学校	950- 0908	新潟市中央区幸西4丁目	1番1号	025-244-1458	34
38	1319	上山小学校	950- 0945	新潟市中央区女池上山1丁目	1番地28号	025-284-5767	75
39	1320	桜が丘小学校	950- 0923	新潟市中央区姥ケ山6丁目	1番21号	025-286-2955	50
40	1321	紫竹山小学校	950- 0914	新潟市中央区紫竹山1丁目	12番1号	025-246-9225	41
41	1401	丸山小学校	950- 0115	新潟市江南区丸山	300番地	025-276-2601	26
42	1402	大淵小学校	950- 0105	新潟市江南区大淵	1760番地1	025-276-2631	14
43	1403	曾野木小学校	950- 1134	新潟市江南区天野2丁目	7番1号	025-280-6003	36
44	1404	両川小学校	950- 0324	新潟市江南区酒屋町	687番地1	025-280-2046	11
45	1406	東曾野木小学校	950- 1141	新潟市江南区鐘木	214番地1	025-284-5998	13
46	1407	横越小学校	950- 0208	新潟市江南区構越中央	6丁月3番1号	025-385-3551	56
47		第田小学校	950- 0125	新潟市江南区亀田新明町	1丁月1番46号	025-381-6124	41
48	1409	早通小学校	950- 0123	新潟市江南区早通	5丁目7番2号	025-381-0124	17
48	1410	早週小子校 亀田東小学校	950- 0168	新潟市江南区年連 新潟市江南区集田水道町	3丁日2番45号	025-381-2234	65
49 50				011-0-1-1011	- , = = = ;		
		亀田西小学校	950- 0151	新潟市江南区亀田四ツ興野	4丁目1番1号	025-382-3041	65
	1501	新津第一小学校	956- 0864	新潟市秋葉区新津本町	4丁目4番3号	0250-22-0069	40
51				新潟市秋葉区新町2丁日	3番地3号	0250-22-0161	37
51 52	1502	新津第二小学校	956- 0862	DITECTOR DESIGNATION OF THE	- 111 - 11		
51 52 53	1502 1503	新津第三小学校	956- 0024	新潟市秋葉区山谷町3丁目	4785番地	0250-24-5525	
51 52 53 54	1502 1503 1505	新津第三小学校 結小学校		新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結	4785番地 132番地	0250-22-0742	58
51 52 53	1502 1503	新津第三小学校	956- 0024	新潟市秋葉区山谷町3丁目	4785番地		58
51 52 53 54	1502 1503 1505 1506	新津第三小学校 結小学校	956- 0024 956- 0803	新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結	4785番地 132番地	0250-22-0742	58 45
51 52 53 54 55	1502 1503 1505 1506 1507	新津第三小学校 結小学校 荻川小学校	956- 0024 956- 0803 956- 0011	新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結 新潟市秋葉車場	4785番地 132番地 922番地1	0250-22-0742 0250-25-2171	58 45
51 52 53 54 55 56	1502 1503 1505 1506 1507	新津第三小学校 結小学校 荻川小学校 小合東小学校	956- 0024 956- 0803 956- 0011 956- 0006	新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結 新潟市秋葉車場 新潟市秋葉区小戸上組	4785番地 132番地 922番地1 234番地	0250-22-0742 0250-25-2171 0250-22-0948	58 45 7
51 52 53 54 55 56 57 58	1502 1503 1505 1506 1507 1508 1509	新津第三小学校 結小学校 荻川小学校 小合東小学校 小合小学校 金津小学校	956- 0024 956- 0803 956- 0011 956- 0006 956- 0046	新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結 新潟市秋葉車場 新潟市秋葉区小戸上組 新潟市秋葉区出戸 新潟市秋葉区出戸	4785番地 132番地 922番地1 234番地 180番地 88番地	0250-22-0742 0250-25-2171 0250-22-0948 0250-22-3015 0250-22-0219	58 45 7 7
51 52 53 54 55 56 57 58 59	1502 1503 1505 1506 1507 1508 1509 1510	新津第三小学校 結小学校 荻川小学校 小合東小学校 小合小学校 金津小学校 阿賀小学校	956- 0024 956- 0803 956- 0011 956- 0006 956- 0847 956- 0816	新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結 新潟市秋葉区小戸上組 新潟市秋葉区小戸上組 新潟市秋葉区出戸 新潟市秋葉区出声 新潟市秋葉区ゴ津 新潟市秋葉区新津東町	4785番地 132番地 922番地1 234番地 180番地 88番地 2丁目1325番地	0250-22-0742 0250-25-2171 0250-22-0948 0250-22-3015 0250-22-0219 0250-22-0726	58 45 7 7 24 26
51 52 53 54 55 56 57 58	1502 1503 1505 1506 1507 1508 1509 1510	新津第三小学校 結小学校 荻川小学校 小合東小学校 小合小学校 金津小学校	956- 0024 956- 0803 956- 0011 956- 0006 956- 0046 956- 0847	新潟市秋葉区山谷町3丁目 新潟市秋葉区結 新潟市秋葉車場 新潟市秋葉区小戸上組 新潟市秋葉区出戸 新潟市秋葉区出戸	4785番地 132番地 922番地1 234番地 180番地 88番地	0250-22-0742 0250-25-2171 0250-22-0948 0250-22-3015 0250-22-0219	70 58 45 7 7 24 26 5

新潟市立小学校②

連番	学番	学 校 名	郵便番号	所在地		電話番号	児童数
63	1601	新飯田小学校	950- 1455	新潟市南区新飯田	1791番地	025-374-2021	61
64	1602	茨曾根小学校	950- 1456	新潟市南区茨曽根	1432番地1	025-375-2119	84
65	1603	庄瀬小学校	950- 1445	新潟市南区菱潟新田	193番地	025-372-2909	75
66	1604	小林小学校	950- 1472	新潟市南区浦梨	215番地1	025-372-2437	156
67	1605	白根小学校	950- 1217	新潟市南区白根	1407番地	025-372-3145	465
68	1606	臼井小学校	950- 1412	新潟市南区臼井	4483番地	025-373-5019	140
69	1607	大鷲小学校	950- 1405	新潟市南区東笠巻	1202番地	025-362-5431	93
70	1608	根岸小学校	950- 1247	新潟市南区山崎興野	2288番地	025-362-6250	131
71	1609	大通小学校	950- 1202	新潟市南区大通南5丁目	5426番地	025-362-5735	459
72	1610	味方小学校	950- 1258	新潟市南区吉江	370番地	025-373-3273	212
73	1611	月潟小学校	950- 1304	新潟市南区月潟	1410番地	025-375-2046	158
74	1701	小針小学校	950- 2022	新潟市西区小針2丁目	36番1号	025-265-3231	608
75	1702	新通小学校	950- 2041	新潟市西区坂井東6丁目	18番1号	025-269-2004	517
76	1703	内野小学校	950- 2113	新潟市西区内野山手2丁目	18番36号	025-262-3121	881
	1703	希望が丘分校	950- 2171	新潟市西区五十嵐3の町	9952番地	025-262-2075	1
77	1704	木山小学校	950- 2252	新潟市西区谷内	1886番地	025-239-2044	60
78	1705	赤塚小学校	950- 2261	新潟市西区赤塚	4478番地	025-239-2019	292
79	1706	小瀬小学校	950- 2132	新潟市西区小瀬	637番地	025-261-1401	32
80	1707	笠木小学校	950- 2123	新潟市西区笠木	1695番地	025-262-2265	26
81	1708	青山小学校	950- 2071	新潟市西区西有明町	4番1号	025-267-0433	320
82	1709	真砂小学校	950- 2074	新潟市西区真砂3丁目	24番1号	025-267-1850	431
83	1710	五十嵐小学校	950- 2064	新潟市西区寺尾西4丁目	23番1号	025-269-3117	759
84	1711	坂井輪小学校	950- 2041	新潟市西区坂井東1丁目	2番1号	025-231-3201	586
85	1712	坂井東小学校	950- 2041	新潟市西区坂井東5丁目	17番1号	025-260-2117	436
86	1713	西内野小学校	950- 2172	新潟市西区内野上新町	308番地1	025-261-0480	654
87	1714	東青山小学校	950- 2002	新潟市西区青山	261番地1	025-231-9611	405
88	1715	大野小学校	950- 1111	新潟市西区大野町	3140番地ノ乙	025-377-2046	388
89	1716	黒埼南小学校	950- 1122	新潟市西区木場	911番地1	025-370-1170	133
90		山田小学校	950- 1101	新潟市西区山田	2781番地2	025-377-2114	399
91	1718	立仏小学校	950- 1103	新潟市西区立仏	950番地	025-377-5521	310
92	1719	新通つばさ小学校	950- 2037	新潟市西区大野	137番地	025-201-7172	370
93	1801	岩室小学校	953- 0131	新潟市西蒲区西長島	510番地	0256-82-2026	109
94	1802	和納小学校		新潟市西蒲区和納	1212番地	0256-82-3028	179
95	1803	曾根小学校	959- 0422	新潟市西蒲区曽根	750番地	0256-88-3128	172
96	1804	鎧郷小学校	959- 0434	新潟市西蒲区天竺堂	412番地4	0256-88-2121	150
97	_	升潟小学校	959- 0413	新潟市西蒲区升潟	2179番地	0256-88-2581	62
98	_	潟東小学校	959- 0515	新潟市西蒲区三方	250番地	0256-86-2205	220
99	_	中之口東小学校		新潟市西蒲区小吉	1100番地	025-375-2135	112
100	1810	中之口西小学校	950- 1348	新潟市西蒲区打越甲	244番地	025-375-3015	138
101	1811	越前小学校		新潟市西蒲区越前浜	4670番地	0256-77-2052	71
102		12770 7 7 14		新潟市西蒲区松野尾	690番地	0256-72-2811	85
103	_	巻南小学校		新潟市西蒲区堀山新田	1301番地	0256-72-2067	339
104	1814	漆山小学校	953- 0061		4515番地	0256-73-2036	143
105	1815	巻北小学校	953- 0023	新潟市西蒲区竹野町	163番地	0256-72-6131	506

新潟市立学校園

連番	学番	学校·園名	郵便番号	所在地			在籍数
1	3201	東特別支援学校	950- 0806	新潟市東区海老ケ瀬	31番地	025-271-9117	208
2	3801	西特別支援学校	953- 0043	新潟市西蒲区堀山新田	88番地	0256-73-3311	126
1	5301	沼垂幼稚園	950- 0074	新潟市中央区鏡が岡	5番5号	025-244-6379	31
2	5501	新津第一幼稚園	956- 0864	新潟市秋葉区新津本町	4丁目4番3号	0250-22-1269	16
3	5503	新津第三幼稚園	956- 0024	新潟市秋葉区山谷町3丁目	4785番地	0250-24-5735	32
4	5504	結幼稚園	956- 0803	新潟市秋葉区結	160番地3	0250-22-1338	22
5	5701	西幼稚園	950- 2172	新潟市西区内野上新町	11791番地2	025-262-0161	7
1	6301	高志中等教育学校	950- 0926	新潟市中央区高志1丁目	15番1号	025-286-9811	668
1	4301	万代高等学校	950- 8666	新潟市中央区沼垂東6丁目	8番1号	025-241-0193	713
2	4303	明鏡高等学校	950- 0075	新潟市中央区沼垂東6丁目	11番1号	025-246-3535	365

新潟市立中学校

新潟市立中学校							
連番	学番	学校名	郵便番号				生徒数
1	2101	松浜中学校	950- 3126	新潟市北区松浜5丁目	12番地2	025-259-2106	279
2	2102	南浜中学校	950- 3102	新潟市北区島見町	3965番地	025-255-2013	81
3	2103	濁川中学校	950- 3134	新潟市北区新崎	5437番地	025-259-2150	177
4	2104	葛塚中学校	950- 3313	新潟市北区太田乙	433番地	025-387-2430	345
5	2105	木崎中学校	950- 3304	新潟市北区木崎	3291番地1	025-387-3366	200
6	2106	岡方中学校	950- 3365	新潟市北区太子堂	104番地	025-387-3338	87
7	2107	早通中学校	950 3372	新潟市北区早通	396番地	025-386-7333	277
8	2107	光晴中学校	950- 3343	新潟市北区上土地亀	4981番地	025-387-2412	317
_			950- 3343	-			
9	2201	東新潟中学校	000 0071	新潟市東区山木戸1丁目	2番1号	025-273-8341	485
10	2202	山の下中学校	2000 0002	新潟市東区秋葉通2丁目	3722番地の7	025-273-9278	349
11	2203	大形中学校	950- 0806	新潟市東区海老ケ瀬	122番地1	025-273-0369	398
12	2204	石山中学校	950- 0853	新潟市東区東明6丁目	2番地	025-286-3279	377
13	2205	藤見中学校	950- 0026	新潟市東区小金町3丁目	5番1号	025-275-1231	421
14	2206	木戸中学校	950- 0891	新潟市東区上木戸5丁目	1番1号	025-274-2615	501
15	2207	東石山中学校	950- 0837	新潟市東区若葉町2丁目	16番1号	025-277-3181	437
16	2208	下山中学校	950- 0003	新潟市東区下山1丁目	120番地	025-272-0263	311
17	2301	関屋中学校	951- 8151	新潟市中央区浜浦町2丁目	1番地	025-266-4131	488
18	2302	鳥屋野中学校	950- 0941	新潟市中央区女池4丁目	31番1号	025-285-7201	750
19	2303	白新中学校	951- 8133	新潟市中央区川岸町2丁目	4番地	025-266-2136	190
20	2304	寄居中学校	951- 8114	新潟市中央区営所通2番町	592番地の12	025-228-4923	243
21	2305	新潟柳都中学校	951- 8071	新潟市中央区栄町3丁目	4213番地	025-228-6547	201
22	2307	宮浦中学校	950- 0088	新潟市中央区万代5丁目	6番1号	025-247-5341	442
23	2308	上山中学校	950- 0945	新潟市中央区女池上山	5丁目1番13号	025-284-6166	875
24	2309	山潟中学校	950- 0922	新潟市中央区山ニツ	1番地1	025-286-5369	377
25	2401	大江山中学校	950- 0113	新潟市江南区西山	491番地	025-276-2632	162
26	2402	曾野木中学校	950- 1136	新潟市江南区曽川甲	387番地1	025-280-6414	247
27	2403	両川中学校	950- 0324	新潟市江南区酒屋町	702番地1	025-280-2020	50
28	2403	横越中学校	950- 0324	新潟市江南区横越中央	3丁目4番1号	025-385-2013	274
29	2404	集田中学校	950- 0208	新潟市江南区城山1丁目	3番5号	025-382-3191	560
30	2 100		000 0107		3番5万	025-382-7446	359
	2406	亀田西中学校	950- 0156	新潟市江南区早苗3丁目	- 111 - 3		
31	2501	新津第一中学校	956- 0033	新潟市秋葉区新栄町	4番1号	0250-22-3622	598
32	2502	新津第二中学校	956- 0804	新潟市秋葉区荻島1丁目	15番17号	0250-22-0741	600
33	2503	新津第五中学校	956- 0816	新潟市秋葉区新津東町	2丁目7番29号	0250-22-0477	336
34	2504	小合中学校	956- 0007	新潟市秋葉区小戸下組	77番地	0250-22-0942	77
35	2505	金津中学校	956- 0843	新潟市秋葉区割町	10番地2	0250-22-0387	120
36	2506	小須戸中学校	956- 0121	新潟市秋葉区横川浜	526番地1	0250-38-2133	204
37	2601	白南中学校	950- 1456	新潟市南区茨曽根	7619番地	025-375-1250	111
38	2602	白根第一中学校	950- 1217	新潟市南区白根	407番地	025-373-1811	307
39	2603	臼井中学校	950- 1412	新潟市南区臼井	1425番地	025-373-5402	54
40	2604	白根北中学校	950- 1407	新潟市南区鷲ノ木新田	4814番地	025-362-1150	358
41	2605	味方中学校	950- 1261	新潟市南区味方	1199番地	025-372-2078	115
42	2606	月潟中学校	950- 1304	新潟市南区月潟	740番地	025-375-2106	79
43	2701	坂井輪中学校	950- 2055	新潟市西区寺尾上3丁目	1番36号	025-269-2009	720
44	2702	内野中学校	950- 2151	新潟市西区内野西1丁目	10番1号	025-262-3161	797
	m	希望が丘分校	950- 2171	新潟市西区五十嵐3の町	9952番地	025-262-2075	7
45	2703	赤塚中学校	950- 2261	新潟市西区赤塚	5590番地	025-239-2029	147
46	2704	中野小屋中学校	950- 2125	新潟市西区中野小屋	932番地	025-262-4332	35
47	2705	小針中学校	950- 2123	新潟市西区小針1丁目	37番1号	025-267-1851	772
48	2706	五十嵐中学校	950- 2022	新潟市西区上新栄町5丁目	3番1号	025-260-1490	605
49	2707	小新中学校	950- 2076	新潟市西区小新西3丁目	18番1号	025-280-1490	302
$\overline{}$	_		950- 2024 950- 1111				
50	2708	黒埼中学校	000 1111	新潟市西区大野町	2540番地1	025-377-2049	488
51	2801	岩室中学校	953- 0132	新潟市西蒲区西中	1421番地	0256-82-2059	143
52	2802	西川中学校	959- 0422	新潟市西蒲区曽根	1828番地3	0256-88-3148	217
53	2803	潟東中学校	959- 0505	新潟市西蒲区三方	250番地	0256-86-3007	136
54	2804	中之口中学校	950- 1327	新潟市西蒲区中之口	660番地	025-375-2337	143
55	2805	巻東中学校	953- 0067	新潟市西蒲区潟頭	1493番地	0256-72-3332	253
56	2806	巻西中学校	953- 0022	新潟市西蒲区仁箇	42番地1	0256-72-3387	328

新潟市校務系ネットワークの利用環境

1 ネットワーク環境

各学校、教育委員会、データセンターを結ぶネットワークは、東北インテリジェント通信株式会社が提供する「高速イーサネット網サービス」で構成する。各拠点間の帯域は次のとおり。

- (1)接続拠点用通信回線
- 100Mbps (帯域確保)
- (2) データセンター接続用通信回線 1Gbps (帯域確保) ×2本(冗長化)
- (3) インターネット接続通信回線 1Gbps (100Mbps 帯域確保) × 2 本 (冗長化)
- (4) GIGA スクール端末用回線 1Gbps ベストエフォート ※GIGA スクール構想により導入した、児童・生徒1人1台端末用のインターネット接続 回線

2 拠点(学校内)ネットワーク構成

拠点内では、教職員が使用するネットワークと、児童・生徒が使用するネットワークを VLAN により、論理的に分離している。

- (1) 校務系ネットワーク 教職員が校務のために使用するネットワーク。
- (2) 学習系ネットワーク

児童・生徒が学習用に使用するネットワーク。

コンピュータ教室の端末や、現行の図書システムは、「2ネットワーク環境」(1)~(3)の回線を使用している。

GIGA スクール構想により導入した端末は、学習系ネットワークに分類されるが、インターネットへの接続は「2ネットワーク環境」(4)を使用している。

3 教育ネットワーク仮想基盤

表1 教育ネットワーク仮想基盤

	区分	諸元	備考
ハードウエア			
	サーバ CPU: Intel Xeon Gold 5220R プロセッサ		
	外部ストレージ	RAID6	
		ディスク構成:SSD + HDD	
ソ	フトウエア		
	仮想化ソフトウエア	VMware vSphere Standard 6.7	
	VMware vCenter Server 6.7		
	OS Microsoft Windows Server 2019 Datacenter		

4 校務用端末(教職員用)

表 2 校務用端末(教職員用)

	区分	諸元	備考	
ハードウエア				
	筐体	ノート型 PC		
	CPU	Intel Core i5-10210U または Intel Core i5-		
	1035G1			
	メインメモリ	8GB		
	内臓ストレージ	256GB SSD		
	ディスプレイ	15.6型ワイド フル HD(1920×1080)液晶		
	外部インタフェース	HDMI 出力ポート × 1 ポート以上		
		USB2.0 または 3.1 × 1 ポート以上		
l ソ	フトウエア			
	OS	Microsoft Windows10 Pro 64bit 版(21H1)		
		または		
		Microsoft Windows11 Pro 64bit 版(21H1)		
	オフィスアプリケー	Microsoft Office Standard 2019		
	ション			
	ブラウザ	Microsoft Edge, Google Chrome, Mozilla Fire		
		Fox		
	その他	その他 Lan Scoop Cat MR		
		ISL AlwaysOn		
		Adobe Acrobat Reader DC		
		TRSL C/S Suite Premium		

5 児童・生徒・教職員用端末

表3 児童・生徒・教職員用端末

区分		諸元	備考
ノ	ードウエア		
本体		iPad 第8世代	
	os	iPadOS	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報 (個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定されるものをいう。以下 同じ。)の保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約 が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

- 第4条 受託者は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、本市へ定期的に報告しなければならない。 (利用及び提供の制限)
- 第5条 受託者は、本市の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約 の目的以外の目的に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約の履行に当たって本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の 承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 受託者は、この契約の履行に当たって本市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとする。 ただし、本市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 受託者は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調查)

第9条 本市は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 本市は、受託者がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不 適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 本市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。